

(案)

広島地方最低賃金審議会

令和 4 年 7 月 1 日

令和 4 年度広島地方最低賃金審議会の運営について

令和 4 年度における当審議会の運営に係る基本の方針については、下記に留意するものとする。

記

- 1 広島県最低賃金については、10月1日発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。
- 2 特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。
- 3 第1回目の特定（産業別）最低賃金専門部会において、具体的金額審議を行うに当たっては、原則として労使各側の本審議会委員が出席の上で行うこととする。
- 4 最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、別紙「最低賃金審議会令第6条第5項の運用について」によるものとする。

(案)

別紙

最低賃金審議会令第6条第5項の運用について

広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会の令和4年度の運営における最低賃金審議会令第6条第5項の適用は、下記によることとする。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金についてのみ適用するものとし、広島県最低賃金については、適用しないものとする。
- 2 各特定（産業別）最低賃金ごとに、本審議会において議決のうえ運用することとし、全業種あるいは数業種を一括して適用することについての事前の議決は行わないものとする。
- 3 本審議会によるあらかじめの議決は、専門部会において1回以上審議した段階で部会長が最低賃金審議会令第6条第5項の適用が妥当と判断して出席委員全員の了解を得た場合に、直近の本審議会において部会長の報告を受けてこれを行うものとする。
- 4 特定（産業別）最低賃金の専門部会での議決が、全会一致の場合に適用するものとする。
- 5 最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、各特定（産業別）最低賃金ごとに毎年審議して決定するものとする。

平成 20 年 8 月 11 日

広島地方最低賃金審議会

会長 木村構臣 殿

広島地方最低賃金審議会

運営小委員会 座長 三井正信

最低賃金法第 9 条第 3 項の考え方に関する報告書

当委員会は、平成 20 年 7 月 10 日、第 449 回広島地方最低賃金審議会において付議された最低賃金法第 9 条第 3 項の考え方について、下記のとおり共通認識に達したので報告する。

記

地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき 3 つの決定基準のうち、生計費に係るものについて、最低賃金法第 9 条第 3 項で、特に生活保護との整合性だけが明確にされた点から、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨と解することが適当である。

広島県最低賃金審議経過一覧

年度	諮問日	目安答申日	専門部会開催日	答申日	官報公示日	効力発生日	決定金額	引上げ率
29	平成29年7月3日	平成29年7月27日	平成29年8月2日 平成29年8月7日	平成29年8月7日	平成29年9月1日	平成29年10月1日	時間額 818円 (+ 25円)	3.15%
30	平成30年7月2日	平成30年7月26日	平成30年7月31日 平成30年8月1日 平成30年8月3日	平成30年8月3日	平成30年8月31日	平成30年10月1日	時間額 844円 (+ 26円)	3.18%
令和元年	令和元年7月2日	令和元年7月31日	令和元年8月1日 令和元年8月2日 令和元年8月5日	令和元年8月5日	令和元年8月30日	令和元年10月1日	時間額 871円 (+ 27円)	3.18%
2	令和2年7月3日	令和2年7月22日	令和2年8月3日 令和2年8月4日 令和2年8月5日 令和2年8月21日	令和2年8月21日	-	令和元年10月1日	時間額 871円 (- 円)	-
3	令和3年7月2日	令和3年7月16日	令和3年7月30日 令和3年8月2日 令和3年8月4日 令和3年8月5日	令和3年8月5日	令和3年9月1日	令和3年10月1日	時間額 899円 (+ 28円)	3.21%

事務連絡
平成16年5月24日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課
主任中央賃金指導官

地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について

従来、中央最低賃金審議会の議事録の発言者については、「会長」「公益委員」「労側委員」「使側委員」と表示し公開してきたところであるが、情報公開の流れの中で審議会等の更なる透明性が求められてきており、発言者の名前も公開すべきとの意見が高まってきているところである。

こうした中、先般、国会において議事録の公開について質問があり、発言者名について明らかにすべきとの指摘を受けたことを踏まえ、5月14日に開催された第14回中央最低賃金審議会において、今後、当該審議会にかかる議事録については、全員協議会及び目安小委員会も含め発言者個人名を公開することが、了承されたところである。

については、地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）においても上記趣旨を踏まえ、その取扱いの変更に向け準備を進めるとともに、変更が円滑に行われるよう関係者への事前説明等格段の配慮をお願いする。

なお、第14回中央最低賃金審議会提出資料及び賃金時間課長説明概要並びに国会議事録（抜粋）を添付するので参考とされたい。

（注：添付資料のうち下線部は省略）

第14回中央最低賃金審議会提出資料（抜粋）

中央最低賃金審議会の議事録の取扱いについて（案）

1 現行の取扱い

議事録の公開に当たっては、委員の発言について「会長」、「公益委員」、「労側委員」、「使側委員」と表示した上で公開する。

ただし、以下の場合には会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- ・ 個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- ・ 率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

2 今後の取扱い

議事録の公開に当たっては、委員の発言について「会長」、「〇〇委員」と発言者名を表示することとする。

議事録の一部又は全部を非公開とすることができる場合の取扱いについては従来どおりとする。